

# 東御市木質バイオマスストーブ設置補助金交付要綱

平成25年3月27日

告示第15号

改正 令和6年3月31日 東御市告示第30号

## (趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化防止対策の一環として、地域の自然エネルギーの有効利用及びその普及を促進するため、木質バイオマスストーブの設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東御市補助金等交付規則（平成16年東御市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペレット 間伐材、製材端材その他の木材を粉砕した木くずを圧縮成型し、固形化した燃料をいう。
- (2) ペレットストーブ ペレットを燃料に使用し、かつ、これを自動的に供給する機能を有するストーブをいう。
- (3) 薪<sup>まき</sup>ストーブ 薪を燃料に使用し、二次燃焼等により排煙を減少させる機器を有しているストーブをいう。
- (4) 木質バイオマスストーブ 前2号に掲げるストーブをいう。

## (対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住し、若しくは居住する予定の市内の住宅（店舗の併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）に木質バイオマスストーブを設置又は木質バイオマスストーブが設置された市内の新築住宅を購入しようとするものとする。

## (補助金額)

第4条 補助金の額は、木質バイオマスストーブの設置に要した経費の5分の1以内とし、5万円を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## (交付申請等)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、木質バイオマスストーブ設置補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 木質バイオマスストーブの購入および設置に係る契約書の写し
- (2) 木質バイオマスストーブの購入及び設置に係る費用の内訳が分かる書類
- (3) 木質バイオマスストーブの設置予定個所を示す配置図又は写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(計画変更の承認)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者以下「補助対象者」という。)は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、木質バイオマスストーブ設置計画変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、木質バイオマスストーブ設置計画変更・中止・廃止決定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告等)

第7条 規則第13条に規定する実績報告書は、木質バイオマスストーブ設置補助金実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第13条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 木質バイオマスストーブの購入および設置に係る領収書の写し

(2) (1)の内訳書(補助対象経費の総額及び内訳が分かる書類)

(3) 木質バイオマスストーブの設置状況を示す写真

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前2号に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日(ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付額の確定及び通知)

第8条 市長は、前条の補助金実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、木質バイオマスストーブ設置補助金確定通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金交額確定の通知を受けた者は、木質バイオマスストーブ設置補助金交付請求書(様式第7号)を提出するものとする。また、提出期限は、補助金額確定通知書(様式第6号)の交付日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までを原則とする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月1日告示第52号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年5月31日告示第83号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年 月 日告示第 号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。